

## 第32回家庭裁判所委員会

### 1 実施日時

令和元年5月21日（火）午前10時00分～午後0時00分

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順）

出席者 大隈知彦（学識経験者委員）  
桂木正樹（佐賀家庭裁判所判事）  
滝口真（学識経験者委員）  
多々良たまえ（学識経験者委員）  
山口聰子（学識経験者委員）  
山下忠佑（佐賀地方検察庁三席検事）  
力久尚子（佐賀県弁護士会弁護士）

#### (2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 安河内修主任書記官

#### (3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

### 4 議事

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言）

#### 委員長の選任

桂木委員が委員の互選により委員長に選任された。

全体協議（テーマ「成年後見制度について」）

#### (1) 成年後見制度について担当者から説明

#### (2) 意見交換

○ 成年後見制度利用促進法が施行され、その後、自治体が主体となって運用することになっているという説明であったが、実際に障害者を支援している福祉事業所には周知されていない。私の経験として、高次脳機能障害を負った方の財産を親族が管理し、親族の使い込みが疑われた事案で、県の社会福祉協議会に相談に行ったところ「経済的虐待が疑われる。」と言われたが、核となっている相談事業所のその方の担当にその旨を伝えたところ、「認識はない。」と否定された。医師からは、禁治産制度における浪費者であり、本人には金銭の管理を任せられないと診断されたため、その後、佐賀県が委託している高次脳機能障害専門相談所に相談したが、結局、成年後見制度利用へ進むことなく、家族から「立ち入らないでくれ。」と言われたことにより各事業所が何もできなくなった。本人から自分の財産について知りたいと希望があり、福祉事業所、相談事業所、高次脳機能障害の専門家にも訴えたにもかかわらず、成年後見制度を利用できなかったということがあったため、福祉の世界ではまだまだそういう事例があっているのではないかと危惧している。そこで、法律で決まったものの、市町から福祉事業所にはどのような研修が行われているのかを質問兼ねて意見させていただいた。

□ その事案の問題はいつ頃の話か。

○ 平成29年の話である。医師を含めた各事業所の連携会議で、「本人に金銭の管理を任せると通信販売などでいろいろなものを買ってしまうため、本人には任せられないから家族が管理しているのだ。」と言われた。では、成年後見人等を就けるよう会議でも主張し、各相談事業所にも制度を利用したほうがいいのではないかと訴えたが進まず、制度利用にはつながらなかった。

□ 困っている方に対して、どういう形で成年後見制度につなげていくのかについて実情を知りたいということと、成年後見制度利用促進法の兼ね合いで自治体が主体となって運用するということだが、福祉と上手く連携ができていないというあたりが問題ではないのかという御意見について、裁判所で分

かる範囲でお答えする。

- 市町を中心に中核機関の設置の計画をしており、なおかつ、地域連携ネットワークを構築していくところである。その中で、いろんなチームを組んでいろんな専門職が関与していく中で、例えば、先ほどの事例に関しては、弁護士会の協力を得て事実の確認をして、本人にとって一番望ましいことは何かということを考えて体系づくりを進めている。現状は、地域連携ネットワークで構築して、本人のために望ましいものを作り上げていく段階である。
- 弁護士会にそういう相談があれば何らかの対応をされていると思うが、いかがか。
- 連携とは話が離れるが、ケアマネージャー等の福祉関係者と話していると、制度について知られていないと感じている。どこかに何らかの形でつながると申立てに至るが、つながりがない方は制度にたどり着いていない方が多いのではないかと思う。また、相談を受ける際に費用の面を一番気にされている。親族ではない方が後見人になると、費用がどれくらいかかるのか関心が高い。裁判所のホームページを見ても報酬がいくらかが分からないというのが利用されにくいことにつながると感じる。
- 専門職後見人の報酬がいくらかという質問は窓口でもされる。明確な基準がないため裁判官の判断と説明するほかなかった。管理する財産に応じて決まってくるということもあったが、見直しが必要だという話になっている。その中では地方によって基準が異なるのはどうなのかという問題意識があり、全国的に見直すべきだということで検討が進められている段階である。
- 報酬については、本人の財産によっても違う。成年後見制度については、知られていないことが問題で、自治体、裁判所が広めていかなければならない立場として何か不足しているのではないかという意見だと思うが、広報について御意見があればお願いしたい。
- 成年後見の言葉をキーワードに新聞記事の検索をしたところ、2000年

頃から出始めて、ここ数年毎年50～60件の記事に成年後見という言葉が出ており、何らかの記事が掲載されている。県民は成年後見という言葉はなんとなく知っている、聞いたことがあるという状況。ここからいかに浸透させるかが難しいところで、そのためにも中核機関を早く設置し、住民の身近なところで知らせていくということが大切である。内容が一般的には難しいので、面と向かって説明を受ける場を設けることが必要である。新聞社で開催している終活セミナーというものがある。これは、大きい会場を借りて社会福祉士の関連団体に来てもらったり、司法書士などによる遺言書の書き方の講義のコーナーを設けたり、その他いろいろ体験ができる。高齢者の方は不安に思っていることが多いようで、人気がありたくさん来られている。そのようなところで成年後見のコーナーを設けるなど、住民に近いところでの広報活動が必要だと思う。

○ 障害者の方はもちろん、高齢者社会になり認知症の方も増えており成年後見制度は必要だと思う。成年後見人となる人は、本人の近くに行き、本人のことを知って、本人の目線で考えてあげることが必要である。今回の説明で地域連携ネットワークの大切さを実感した。市民後見人が必要となっているということであったが、養成する講座はあっているのか。

■ 基本計画に基づく取組は、県や市町の担当者と協議を進めていく中で、県の担当者からは、「社会福祉士会と協力しながら養成講座の実施を計画している。」と聞いている。養成してもどういう形で選任していくかということや家庭裁判所も共有しておかないと、どの範囲までやってもらえるのか、弁護士や司法書士程度の専門知識がいるのか、それとも、もっと身近なところのお世話などをお願いするのか、そういう部分の認識のすり合わせを今後やっていかなければならない。そのなかでは、裁判官も加わり方向性についての意見交換を行う予定である。

□ 市民後見人の養成については裁判所も考えており、早期にやることで準備

をしているところである。これから高齢化社会が進んでいくことに照らすと市民後見人の方をお願いしなければならないと考えている。

- 最初に紹介された事例はこのような会議の場で話すのではなく、現場レベルで話し合い、理解された方々がもう少し関与するなり、県の社協や福祉施設などがコミットして行われるべきだと思う。制度が来年で20年になるが、まさにこの制度が成熟していないと実感している。地域連携ネットワークのイメージが、民生委員等より市民に近いレベルに浸透してはじめて血の通った制度になると思う。専門職のフォーマルな団体からインフォーマルな団体にシフトしていった融合していくことの必要性、地域の保佐予備軍をアウトリーチとしてフォーマルな機関からインフォーマルな機関に橋渡しをしていく必要性を改めて考えさせられた。通常の法人が実施しているディサービスは納税対象で、それに対し社会福祉法人は非課税団体であるため、実施している利益は非課税であるので、その分すべてを利益とすることができる。そういう意味では、社会福祉法人は社会貢献すべきなので、社会福祉法人においても中核的に地域に開かれた成年後見制度を促進するための部署を設けることが、今後ますます市民後見が叫ばれる中で必要になってくるのではないかと思う。社会福祉法人による地域貢献について、もし、裁判所において把握している事例があれば広報とかで啓発していただければよいのではないかと思う。利用促進法施行前に作成された制度説明用DVDは制度利用にブレーキをかけるものである。後見人の業務が大変で煩雑であって、利用料金もかなりかかってくるのではなかろうか等、いろんな不安要素がある中で利用が進まないのであるならば、裁判所が指示、監督する側面がある一方、後見人をサポートしてコーチングしたりとか、伴走的な支援をしていくような働き掛けなど利用促進を図るために何かなされているのかどうか。例えば、家族介護であれば、介護するものが倒れば共倒れになってしまうので、介護する者のケアが必要と言われている。後見人の社会的孤立化を防ぐために裁

判所が何か関与，コミットできることがあればと考えさせられたが実際はいかがか。

□ サポート支援が大事というのは現場も同様に考えている。

■ 御指摘いただいたことについて，改めて最高裁が作成しているDVDを見てみると，指示指導ばかりとなり，裁判所が指示指導をやるとすると，財産管理の関係では支出が必要なものかどうかということしかない。福祉の関係では，本人の様子がおかしいなどということがあれば，気づける範囲で福祉の窓口相談に行ったか，保佐から後見になるなど状態が悪くなっているようであれば医師の診断を受けたらどうかなどというところまでは伝えることができる。しかし，それ以上の本人にとって何が一番望ましいのかというところを，そもそも専門的な知識を持ち合わせていない裁判所職員がどこまで拾い上げられるのかという問題がある。それを地域で見守っていただく中で拾い上げていってもらいたい。それが，裁判所の担当者として切実に思うことである。それがこの取組の中でなんとかうまく整理されて行かないかと切実に願っている。

○ 最初の問題提起については，地域連携ネットワークの構築が不十分であるという回答であったが，法律の施行からすでに3年経過していて，かつ，5か年計画であるということは，もう既に半分以上が過ぎているという段階で，なぜ現状構築できていないのか。また，家庭裁判所は地域ネットワークの構築に向けてどのような努力をされてきたのか。そして今後どのような努力をされるのかについて教えていただきたい。

■ 地域連携ネットワークづくりについての基本計画の中にあるが，まずは，中核機関を設置して，ここから取組を整備していくことになっている。それが今現在3年目に入っており，県が中心に検討されているところであるが，なかなか中核機関の立ち上げまで県内は至っていない。裁判所で何ができるのかというと，自治体で設置されることに関して裁判所としてどこまで関与

できるのか、なかなか裁判所としての立ち位置が難しいというのが正直なところである。いろいろな協議会の場でこういった利用促進法と基本計画の趣旨を説明し、昨年の協議会においては、管内の全裁判官からも中核機関の設置に向けた期待などを説明し、何とか進むようお願いをしたところである。それが5年の期間で間に合うのかどうかという問題があり、地域連携ネットワークという大きな枠にどのように関与していけるかを裁判所が中心となってやるのはなかなか厳しいものである。場合によっては、専門職団体の協力をいただきながら、何とか本人ないし親族にとってメリットのある仕組みづくりを構築していかなければならないと思っているところである。

□ 成年後見の支援は必要だという認識はみなさんお持ちになっている。行政がすることになっているが裁判所も働き掛けはたくさんしているところである。佐賀県庁に市町の福祉担当者呼んで説明会をし、進行状況について聞いたが、なかなか地域の実情もあり思うとおりにいかず難しい。裁判所だけでなく、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会からも進めてもらうようお願いしているところである。

○ 中核機関は、促進法上、市町に設置義務があるという規定はないのか。

■ 中核機関の設置については、努力義務となっており義務とはなっていない。中核機関が設置されることは有益だと話をする中で、努力義務と受け止められているのが実情である。

□ 委員の皆様からも制度について発信を是非お願いしたい。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

地裁委員会家裁委員会の合同開催

令和元年11月中旬から12月上旬

### (2) 意見交換テーマ

「裁判所の防災について」（仮題）